広報を みんなが読んで よい暮し

発行所 大洲市役所
発行人 代表者 森永冨茂
編集 総務課
(月1回10日発行)

広報おおず

◇この広報紙は市内各戸配布です◇

引越された時は必らず住民登録を

9月末市の人口

世帯数	9.852		
人口	44.186		
出生	54	婚姻	12
死亡	33	離婚	1

定例市議会ひらく

教育委員に池田悌子さんを選任

十月二十四日招集された定例市議会は、議案十四件、請願、陳情二〇件を審議して二十九日閉会した。

定例会で決つた主な議案は次の通りである。

一、大洲市税条例の一部を改正する条例
(昭和三十七年四月に公布された「国税通則法の施行に伴う関係法令の整備等に関する法律」の施行によつて市税条例の一部を改正したもの)

一、大洲市営住宅管理条例
(公営住宅法の一部改正に伴い、市営住宅の家賃の減免、敷金の運用、収入超過者の措置、その他の規定の整備を図るため全部を改正したものである。)

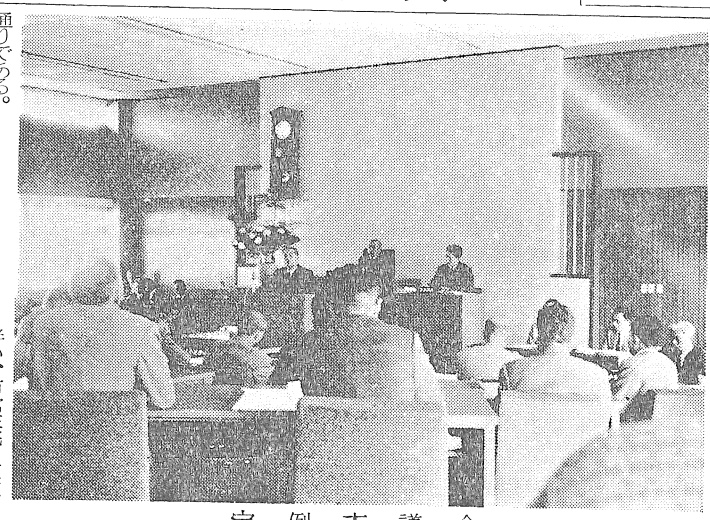
定例市議会

一、昭和三十七年度才入才出追加更正予算(才3回)
(一般会計の予算が一千二百五十万二千円増額となつた。内訳は、議会費十三万四千円、市役所費二百二十七万一千円、消防費十八万円、教育費その他二百十六万二千円、社会労働施設費三百八十五万一千円、産業経済費一百九万四千円、財産費一百十万円、保健衛生費四十二万八千円、諸支出金三百七十一万一千円である。なお、土木費が低開発事業の組替と工事竣工により二百四十二万九千円の更正減額となつた。)

一、工事請負契約の締結について
(市立大洲南中学校体育館新築工事が松山市松前町三丁目、株式会社大同建設の請負により一千二百四十七万円で施工されることになつた。)

一、大洲市監査委員条例の一部を改正する条例(監査委員の事務を円滑に推進する為、監査事務局を設置することとなつた。)

一、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
(教育委員に新谷町の池悌子氏を任命。新教育委員の略歴次の通り)

一、新谷村教育委員
一、大洲高校PTA副長
一、新谷母子福祉会顧問
一、新谷PTA副会長
一、新谷中PTA副会長
一、新谷婦人会長
一、大洲市連合婦人会副長)

一、行財政調査特別委員会設置
(地方自治法才一四九条長の担任事務＝財産ぴ営造物を管理することにかかわる財産調査を行う)

来春の小学一年生は住民登録を

例年就学児童は十二月一日在で住民登録台帳にもとづき調査しております。

今年も調査時期が近づきましたので調査もれ、又は誤り等をなくする為、住民登録を確実にていたゞきますようお願いします。

若しこの調査から脱漏、誤記等がありますと就学児童はもちろん保護者及事務局共に迷惑を及ぼしますので、現住地(事実居住している場所)で必ず住民登録をされるようにお願いします。

市教委学校教育課

焼跡にたった気持で 火の用心

十一月二十六日から十二月二日まで秋季全国火災予防運動が行なわれます。

これは毎年火災の多発する時期に入るため啓蒙の為行なわれるものであり市消防団や各種の防火運動の行事を行い市民の皆さんの御協力をお願いしているわけであります。このように毎年熱心な火災予防運動が行なわれても火災は減少せず毎年大きな被害をだしてゐる実状にあります。

即ち昨年度本県では五六三件の火災があり約三億三千万円、本市においては八件の火災で約六十万円の被害をみたのでありますが本年はすでに九月末で前年同期を上廻る次のような火災の発生を記録し大変憂慮されてゐる訳であります

愛媛県発生四七六件被害二億四千万円

大洲市発生一〇件被害四一二万円

特に二月から明春にかけて例年年間火災の半数以上が発生する火災多発期を迎える訳でありますので今後全市民が一致協力して警火心の昂揚をはからなければ、この火災多発期を無事に乗り切ることは到底不可能であります。

この火災予防運動を契機として今年は次のことがらを徹底し火災予防に御協力下さるようお願いいたします。

一、初期消火を期するため消火器水バケツ、砂等の消火器具を必ず備付けること。

二、学校、病院、事業所等は避難設備と訓練を行つこと。

三、石油、ガス等の燃焼器具、電気器具等の厳密な点検。

市民体育大会中止のごあいさつ

菊花かおる好季いよいよ御清栄をお祝い申上げます。

さて、毎年十一月三日を期し皆様方の御尽力によつて盛大に開催して参りました市民親善体育大会も時勢の推移に伴い近年参加下さる各地区におかれて種々な御意向もあるやに承りましたので、関係者各位の御参集を煩わし篤くと御協議致しました処、参加を困難とせられる向甚だ多く、この行事も既に当初の目的を達成したものと認め一応打切ることに決定致しました。然しながら、毎年一度全市から市民多数一場に参集して和楽を共にして相互の親善を深め、また市の繁栄を祝福することは誠に意義ふかいことでありますので、別の角度から新時代にふさわしい市民親善行事を催すことにしたいと考え御賛同も得ましたので充分研究の上、追つて具体化することに致したく存じております。

かえりみますれば、市民親善体育大会は大洲市発足以来回を重ねること七回毎年盛大に挙行し市民の親善に尽し市の繁栄にも聊か寄与することができましたのは全く各位の絶大な御協力の賜物でありまして感謝にたえません。ここに、この記念すべき行事を一応打切るの外なきに至りました次第を御報告申し上げ御諒承を願いますと共に多年の御尽力に対し深甚の謝意を表し御挨拶と致します。

なお、前記協議会に於てその取扱を御一任たまわりました優勝旗は最後の二回連続優勝せられた菅田地区に永年授与と定めましたので御了承を願います。

昭和三十七年十月

大洲市長　森永冨茂
大洲市教育委員会
教育次長　西山美矩

みんなで寄生虫を撲滅しよう 全国寄生虫予防旬間

◎一斉検便の受検率は61%

大洲市健康を守る運動実践計画才二年目今年の一斉検便受検率は、小中学校90%一般は52%でした。市民の健康増進のために市費をもつて行つこの年一回の定期一斉検便は必ず受けるようにしましよう。

◎寄生虫のいた人は29%

一斉検便の結果虫のおつた人は、百人の中三九人であり昨年度の35%より少くなつている。小学生は30%中学生24%一般は30%でした

大洲町地区は18%で少く柳沢八多喜上須戒地区は40%以上であり部落によつては60%以上の濃厚感染地帯もあつてどうしても部落こぞつて集団駆虫をしなければなりません。あと三年つづけて検便駆虫を行えば虫卵はぐんとへります。

◎一〇〇人のうち七人は回虫

寄生虫のうち57%は蛔虫で四、一八五人のひとに蛔虫がいました。十二指腸虫(鈎虫)は五二一人で昨年より三〇〇人も減つていました。

◎肱川流域特有の横川吸虫

アユコイフナハヤなどの淡水魚から感染するこの横川吸虫が四〇四人のひとにおり、昨年より二〇〇名から減つていますが、やはり肱川流域学術調査団の報告をうらづけるデーターを示しています。

ことに肱川にのぞむ大川菅田大洲新谷八多喜地区に多く、今後予防と駆虫に注意しなければなりません。この吸虫は千葉大学の横川博士が発見されたものであり、一ミリ位の吸盤をもつ寄生虫で小腸に寄生し下痢カタル等の害があります。これはオーミン二日の投薬で駆除されます。

◎全市民運動で集団駆虫ゼロ作戦

一番効果をあげるためには部落の人みんなで集団駆虫をすることです。また家庭で親も子も一しよに薬をのんで撲滅することです。

今度の検便で虫のいた人は一人のこらず服薬駆虫いたしましよう。とくに十二指腸虫(鈎虫)は最近寄生虫の中でも撲滅容易なものであるといわれ、良い薬で副作用もなく家庭で駆虫できるようになりました。愛媛県に於ても総検便集団駆虫を県民運動として進めています。全市民がこの駆虫運動に参加し大洲市から寄生虫をなくしましよう。

◎感染予防につとめよう。

服薬によつて駆虫すると共に日常生活において感染予防に注意しなければなりません。

1、蛔虫は葉から口へ。先づ下肥をつかわない清浄野菜をつくりましよう。野菜は水でていねいによく洗い寄生虫の卵をおとしましよう。食前にはよく手を洗うようみんなで実行しましよう。

2、鈎虫(十二指腸虫)はひふから、下肥をたつぷりまいた畑でひふから感染します。なるべく素足で畑にはいらず地下足袋等をはきましよう。

3、横川吸虫はアユコイフナハヤ等のエラやウロコに寄生しているから生食をさけましよう。

4、し尿処理を合理的にしましよう。下肥は完全にくさらせて使うこと。便所内にコーランか石灰チツソを入れましよう。

◎おそろしい寄生虫の予防と駆虫にもつと本気になつて力をいれよう。

まだまだ寄生虫に無関心である人が多いようです。上須戒で発生したセキリのように爆発的な伝染病ではないが、寄生虫の害毒は長い目でみればセキリの害におとるものではありません。今回の市民一斉検便と集団駆虫運動の機会に一層関心をたかめ、予防と撲滅に努めて下さい。

それと同時にこの一斉検便集団駆虫実践運動を通じて、その他のいろいろな病気にならないよう更に積極的に健康を増進するよう心がけていただきたいものです。

失明者に光明を!!

視力障害者へ巡回診査

明のおそれがあるもの但し次に掲げる障害名であるものは除く(いづれも両眼とも)

(い) 眼球労 (ろ) 無眼球症
(は) 絶対性緑内障 (に) 網膜色素変性症 (ほ) 色素性網膜炎 (へ) 小角膜眼 (と) 視神経萎縮

④受診希望者のうち身体障害者手帳をおもちの方は当日必ず手帳を持参して下さい。

⑤受診により開眼可能と診断された方については三十八年三月迄に順次手術が行なはれます。

⑥受診並びに手術(治療)に要する経費は無料。

⑦受診希望者(先般申し込みをしておる者は除く)は十一月二十日迄に旧大洲町は福祉事務所へその地の地区は各連絡所へ申し込みをして下さい。

当日の申し込みは受け付けないことになつておりますから念のため。

①診査月日　十二月七日午前九時より午后五時迄

②診査の場所　大洲公会堂

③対象者の範囲
(イ) 一眼○、○二他眼○、六又は一眼○、一他眼○、一以上の障害者
(ロ) イの障害に準ずるもの
(ハ) 視力障害の進行著しくまつに治療を行なわねば失

昭和37年度寄生虫一斉検便成積一覧表

項目 / 地区別	対象人員	検査人員	受検率%	陽性者数 虫卵保有者	寄生率%	陽性者の内訳 蛔虫	鈎虫	鞭虫	ぎよう虫	横川吸虫	矮小条虫	2、3種寄生
大洲	12.984人	5.487人	45%	1.004人	18%	402	155	415	7	137		113
平野	2.032	985	50	328	33	199	38	112	7	9		37
南久米	1.651	1.073	65	371	35	259	25	143	8	5		69
菅田	2.747	1.488	55	537	36	316	61	172	3	69		83
大川	1.767	1.244	71	304	25	169	35	65	5	73		42
柳沢	1.791	987	55	432	44	311	4	166	4	9	1	63
新谷	2.925	1.849	64	697	38	373	50	344	7	30		107
三善	1.239	697	57	230	33	157	13	93	1	8		42
八喜	2.156	1.041	50	418	40	225	43	205	8	20		83
上多戒	1.137	691	61	274	40	185	8	129	1	4		53
合計	30.427	15.542	52%	4.595	30%	2.596	432	1.844	51	364	1	692
小中学校	10.595	9.549	90%	2.663	28%	1.589	79	1.286	75	40	1	407
内訳 小学校	6.534	5.933	90%	1.788	30%	1.103	43	990	59	18		112
内訳 中学校	4.061	3.616	90%	875	24%	486	36	426	16	22	1	295
総計	41.022	25.091	61%	7.258	29%	17% 4.185	2% 511	12% 3.130	0.5% 126	1.6% 404	2	1.099

『希望の灯　明かるくともす国民年金』

国民年金制度普及推進月間

国民年金制度の全面的な実施以来第二年目を迎え、年金事業も漸く軌道に乗つてまいりましたが、なお一部には、適用もれの方や、保険料未納者が残存しておりますそこで、この解消に努め、さらに年金制度の趣旨を一層徹底し、本制度の強固な基盤を確立するため十一月を「国民年金制度普及推進月間」として全県的に運動を行うことになりました。

そこで国民年金制度の概要を次のとおり掲載しますから、未加入者は届出を、未納者は保険料を納付して下さい。

国民年金制度は、早くも二回の改正を経て次のように改善されました。この調子でゆけば、前途は実に洋々たるものであります。

一、保険料をひき続いて納めている方は、次のように一番有利な年金がもらえます。

(一) 障害年金、遺児年金

これらの年金は、本年五月一日から受給権が発生していますから現にこれらの年金をもらう人がでています。

不幸にして、次の条件に該当した方は、すぐに市社会課または連絡所に連絡してください。

障害年金
年金額
一級障害　三万円
二級障害　二万四千円
受給要件
①当該傷病前にひきつづいて一年以上納付していること。
②法に定める一級または二級障害に該当すること。
この診断は医師が行います。

母子年金
準母子年金
年金額
基本額　一万九千二百円
加算額　子二人目から四千八百円
受給要件
①夫等の死亡前にひきつづいて一年以上納付していること。
②夫等が死亡し、夫等によつて生計を維持した妻等が、十八才未満の子等（癈疾のときは二十才未満）と生計を同じくしていること。

遺児年金
年金額
千二百円
（子の数により異なります）
受給要件
①父または母が死亡前に、ひきつづいて一年以上納付していること。
②両親がなく、子が十八才未満（癈疾のときは二十才未満）であること。

(二) 老令年金
原則として六〇才まで納して、六十五才から支給されます。
ただし、希望する場合は六〇才から減額して支給されます。
年金額は長く納める程多くなります。
年金額
（通常の場合）
納付した期間一年…二〇、一年につき九百円の計算納付した期間二一年以上、年につき千二百円の計算
（特例の場合）
①現在三三才以上の方は、納付した期間が十年以上二〇年未満の場合には、特例支給があつて前記より有利になります
②四十六才以上の方は、納付した期間が一年以上十年未満の場合には特例支給があつて前記より有利になります。
③年金額が一万二千円未満の方は、七〇才からは一万二千円支給されます。
受給要件
（通常の場合）
二十五年以上の納付または免除
（特例の場合）
①現在三三才以上の方は、年令によつて、二十四年から一〇年までに短縮されます。
②四六才以上の方は、年令によつて七年から四年までに短縮されます。

(三) 死亡一時金
納付していた被保険者が死亡した場合に、遺族に支給されますが、これでかけすてはなくなりました。さらに遺族の方で、母子年金、準母子年金の受給要件に該当する方は、死亡一時金と併せて、これらの年金が支給されます。
年金額
（最低額）
納付した期間
三年以上五年未満五十円　納付した期間に応じて変ります
（最高額）
納付した期間
三五年以上　五万二千円
受給要件
三年以上納付していること。

二、保険料の免除を受けている方は、今度の改正で飛躍的になりました。

(一) 障害年金、母子年金
準母子年金、遺児年金
当該傷病前または死亡前にひきつづいて三年以上免除を受けていれば、これらの年金が受けられますから、昭和三十九年五月から受給権が発生します。
年金額は右記と同じです。

(二) 障害福祉年金、母子福祉年金
準母子福祉年金（補完的）
免除を受けている方が、昭和三十九年四月末までに傷病になつたり、夫等が死亡した場合は

どのようになるでしょうか。

その場合は、次の補完的福祉年金が支給されます。ただし、福祉年金には支給制限がありますから、くわしいことは市社会課または連絡所でご相談下さい。

（以下次号）

水道料集金と修理について

水道事業につきましては常に御協力頂き逐次事業の改良に努め六月より専任集金係を設置して常時御伺ひさせ皆様の御理解を得て毎月九二%ー九三%の集金率を示しています。残り七%ー八%の集金を致しますのに大変時間が取られておる実情ですが今後共絶大なる御理解を頂き一〇〇%集金出来る様努力する考へでおりますから何卒よろしく御協力の程を御願ひ申上ます。

なお、水道修理の件については従来水道課の方で便宜上修理に御伺ひ致しておりましたが今後は指定工事店が修理に参りますから工事店の方へ御申込下さる様御願ひ申上ます。

給水工事指定工事店

住所	電話	工事店名
殿町	二〇四三	佐藤水道
新町	三三〇五	浜田水道
殿町呼二七〇八		中野水道
常ワ町三六五六		岡福水道
常ワ町二四一二		神田水道
本町	二三三二	土居水道
中町呼二八四六		清水水道

ラジオ・テレビの雑音をなくしましょう

お宅の電気機器は大丈夫でしょうか？

一度お宅の機器をしらべてみましょう。

①、まずラジオまたはテレビのスイッチを入れて下さい。

②、次に電気機器のスイッチを一つずつ入れたり切ったりして、ラジオの音またはテレビの画面の状態をみてください。（ただし、蛍光灯や電気こたつなどはその時に雑音が出なくても時間がたつと出始めるものがありますから、最少五分間ぐらいはそのまゝで様子を見てください）

いかがですか？もし雑音が出ておれば、その電気機器に雑音防止器を取り付けましょう。

なお機器の故障で雑音が出ることもありますが、この場合は感電等の危険もあり、また機器の寿命

広報のしおり

八日の立冬もすぎました。農家では、稲の刈り入れや脱穀などと追いまわされているうちに、すぐ十二月になつてしまいます。日まして寒くなりますから、かぜをひかないように十分気をつけましょう。又、いろりやこたつのまわりがにぎやかになる季節です。それぞれの家庭の習慣があるでしょうが、まず第一に、家族全員のすわり場所のあるように考えましょう。こうしたことでなごやかに暮せると、心まで暖かくなります。

なお、いろりやこたつのまわりで、あついものを入れたなべやかんを持つときは、ふとんなどにつまづかないように十分注意いたしましょう。

又、暖房といつても、ストーブやこたつばかりではありません。わたくしたちに共通な暖房、それは太陽です。住宅難などで、一日中日の当たらない家もありますが、お天気の良い日は日光浴をしたり、くふうして寝具を干したりしましょう。

会社や工場に勤めている人も休み時間を十分利用してたくさん太陽を浴び、新鮮な空気を吸うようにしましょう。

雑音防止器の取り付けは、ご遠慮なく最寄りのラジオ店、電力会社、工事会社、NHK、電波監理局へご相談ください。

経費は蛍光灯では一灯につき二五〇円、テレビでは一台につき約一、五〇〇円、その他の機器も二五〇円ー三、〇〇〇円程度です。

愛媛県雑音防止協議会事務局
松山市堀ノ内七
四国電波監理局
TEL〇六一六一

解りやすい　国際問題の雑誌

外務省で希望者に送付

外務省では広く一般の人々に、世界のいろいろな事がらを理解してもらうために、次の雑誌を発行しております。希望者は送料（郵便切手）だけを送れば、毎号各個人に送つてくれます。

★「世界の動き」（一般向け、月刊A五版、三十二頁）
送料…半年分　十円切手六枚
　　一年分　〃　十二枚

★申込先
東京都千代田区霞ケ関二ノ二
外務省情報文化局庶務室

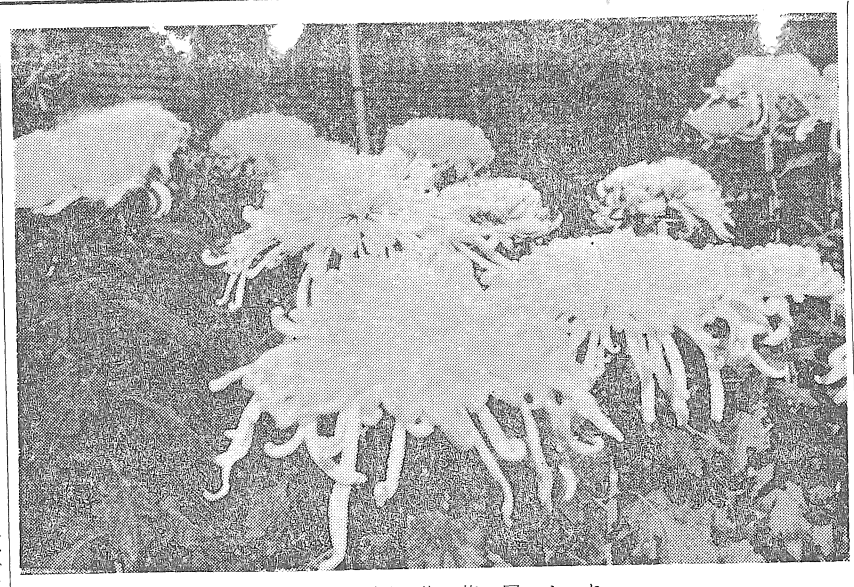

第5回大洲菊花展より

深みゆく秋のふぜいにそえて、日本の秋は、菊の香りの天地といつていい。平安の昔、中国から渡来したこの花も、いまはすつかり日本の花となり、数十種類がかぞえられる。

心あてに折らばや折らん
　初霜のおき
まどはせる白菊の花

この百人一首の歌のように、菊の花は初霜のころまでも盛り久しく咲いている。

菊の香や奈良には
　古き仏達
（芭蕉）

もうかる和牛の肥育

近頃畜産が盛んになるにつれて、和牛の肥育熱も或る地域には急速に又或る処では再検討されて、従来のように中山間地だけでなく今では肥育は都市近郊に却つて多く飼育され関心は高まつている。より企業的に考えるこれら郊外農民が、その多くはデリケートな商業的家畜を選択するよりも、最近の移り変る社会から得たセンスは、より農業的な家畜としての和牛であることは我々も又考えねばならないことではなかろうか。

一、和牛は良肉生産の動物

牛は以前は、農耕用と併せて食肉生産の上から飼われたのですが、今では相当の奥地でも機械化されてきたので、牛は文化国なみの良質な食肉生産の立場で儲けるように飼わなければなりません。そこで素牛の選び方も、資質のよい体積のある（太りやすい）ものになろうし、飼い方もその牛の能力を充分生かせる範囲内で、費用の節減に努めたりせねばなりません。これからの大衆肉は豚肉か加工品で、牛肉は動物食中特に我が国のものは、世界の最高級なのだから、今後益々肉質の向上が要求されると思はれます。

二、肥育牛はもうかるものか

確かに儲かるが、たゞ今のままでは引合わない。公用産業の農業に於て生産される農畜産物では、特産と云われるのは或る地域の然も一時期の存在でしかなくなりつゝある。特に畜産物に於ては、まさに源平の感さえする。今日の産地は明日を約束してはくれない総てが競合の世の中に牛飼いだが

従来のまゝで楽しい筈はありません。牛に引かれて善光寺詣する程余裕はないので、他に浮もしたくもなりますが、肉牛生の上からの努力もしてやらない、「もうからん」と云つて「ためだめ」では少し可愛相です。当地方よりも和牛肥育の自然条件は不利と思へる県内の都市の農家が前言のように多く飼良い成績をあげていることで然も最近の村づくり運動等でも伸んでいることです。理想、若令肥育、社会肥育と各条境に合つた形態で発展していば素牛の買い方、肉牛の売り方、飼料関係等）ならば山草の多いことや、土地生産性の点から、所謂、農業的自然条件に於て有利であり、好適ならば産地間の比較に於て優位性はあると思われます。

八幡浜のある肥育研究会で、今年の一月から六月に販売した二〇頭の平均で一般に今年の春から牛は安い位飼えば普通のサラリーマン一〇頭を飼えば市長さんの月給にはなる勘定です。

三、合理性と共同研究

前項の産地等と同じ条件、

理屈は抜きにして、主としてこれらの人為的諸条件が、誰もが安心して行へるよう満しその上で、上手な飼養管理と経営を組立てゝ行くことが、企業的ー合理化への始まりであり終りであると思います

この山間地の多い処にせめて和牛安住の地を求めるならば、日に新なる動向を適確に把握して、その地点に於ける問題点を解明して対応せなければなりません。今これらの課題解決のために、意欲的な研究集団が出来つゝあることは、その必要遅しと雖も力強く思はれます。

この組織が先進地と同様、次々と出来て、市内一体の共同研究体となつて、関係団体と相俟つて努力するならば、売上高実に、一〇億円を超す大洲地方一万頭の牛の名は、清き流れにつれて伝わるであろう。

（大洲農業改良普及所）

昭和三十八年度高等学校・高等専門学校修学資金（母子福祉資金）の予約貸付について

昭和三十三年度以来実施してきた高校修学資金の予約貸付制度は関係者のご協力を得て、母子家庭の子女の進学に多大の成果を収めております。明年度も本年度と同様、次の「要領」により予約貸付を実施いたします。

一、目的
母子家庭および父母のない児童で経済的事由により修学資金の貸付を受けなければ、高等学校への進学を断念しなければならないと認められる者に対し、学校入学前において修学資金の貸付を予約し、児童の進学を容易にするとともに入学後早期に貸付金を交付せんとするものである。

二、貸付月額　高等学校一、〇〇〇円　高等専門学校一学年ー三学年にあつては、一、〇〇〇円　四学年ー五学年三、〇〇〇円

三、貸付期間　高等学校　昭和三十八年四月より三カ年間（定時制にあつては四年間）
高等専門学校昭和三十八年四月より五カ年

四、申請資格
(一) 母子福祉資金の貸付等に関する法律に定める母子家庭の児童ならびに父母のない児童
(二) 現在中学三年在学中の児童で学業、成績、人物、健康ともに良好である者
(三) 修学資金の貸付を受けなければ高等学校に進学することができない児童であつて将来修学資金の返済義務を完遂する責任感があると認められる者。

五、申請手続
(一) 借受希望者は市福祉事務所へ貸付申請書を提出のこと。
(二) 貸付申請書には母子福祉資金の貸付等に関する法律施行細則第一条第二項第一号に定めるもののほか、児童の中学生徒指導要録抄本（学業成績、人物、健康等に関する中学校長の証明書）を添付のこと。

六、貸付決定
福祉事務所長は貸付申請書を受理したときはその世帯の経済的条件を主とし、学業、成績、人物、健康、償還の見透しなどを勘案して貸付の適否を決定して県へ進達する。
(一) 県においては、児童福祉審議会にはかり、その答申に基づき、貸付内定者を決定し、福祉事務所を通じて本人に通知する
(二) 貸付内定の通知を受けたものは、高等学校入学後すみやかに在籍学校長の在学証明書を関係事務所長を経由して県へ提出し、県は貸付承認決定通知書を交付する。

七、貸付申請書の提出期日
貸付申請者にあつては十一月十五日迄に市福祉事務所へ申請書を提出されたいこと。